

平成27年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議 次第

日時：平成27年6月23日（火）13:00～15:00

場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ
大会議室

1 開 会

2 会長及び副会長選任

3 議 事

(1) 行政説明

①「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」について

②子どもの貧困対策計画（仮称）の策定について

(2) 意見交換

4 閉 会

<配布資料>

資料1 平成27年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議説明資料

資料2 各委員から事前にいただいたご意見等について

<その他配布物>

おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）

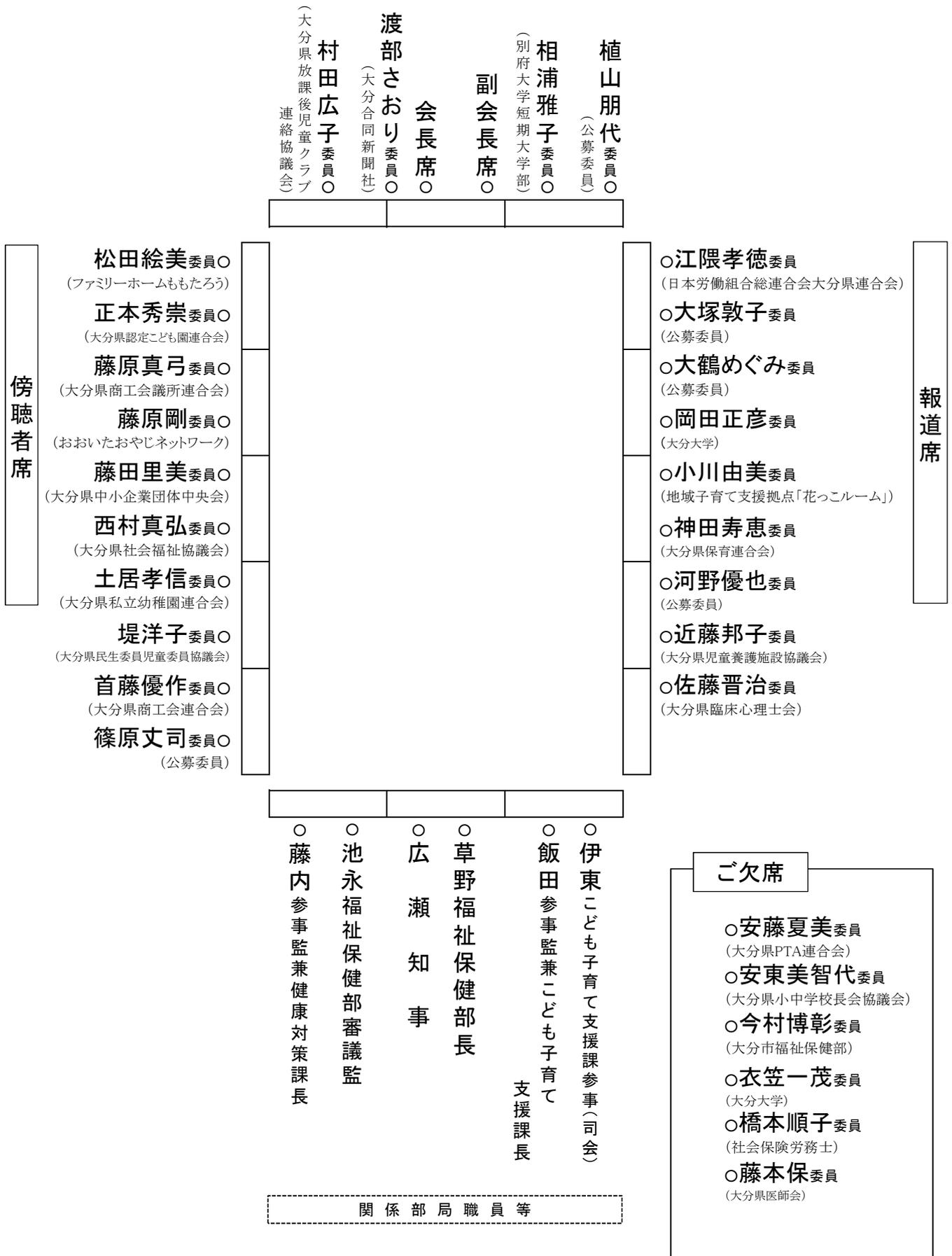
おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

任期：平成29年5月31日まで

氏名	所属等
あいうら まさこ 相 浦 雅 子	別府大学短期大学部
あんど う なつみ 安 藤 夏 美	大分県PTA連合会
あんど う みちよ 安 東 美 智 代	大分県小中学校長会協議会
いまむら ひろあき 今 村 博 彰	大分県市長会
うえやま ともよ 植 山 朋 代	公募委員
えぐま たかのり 江 隈 孝 の 徳	日本労働組合総連合会大分県連合会
おおつか あつこ 大 塚 敦 子	公募委員
おおつる めぐみ 大 鶴 め ぐ み	公募委員
おかだ まさひこ 岡 田 正 彦	大分大学
おがわ ゆみ 小 川 由 美	地域子育て支援拠点「花っこルーム」
かんだ としえ 神 田 寿 恵	大分県保育連合会
きぬがさ かずしげ 衣 笠 一 茂	大分大学
こうの ゆうや 河 野 優 也	公募委員
こんどう くにこ 近 藤 邦 子	大分県児童養護施設協議会
さとう しんじ 佐 藤 晋 治	大分県臨床心理士会
しのはら たけし 篠 原 丈 司	公募委員
しゅうとう ゆうさく 首 藤 優 作	大分県商工会連合会
つみ ようこ 堤 洋 子	大分県民生委員児童委員協議会
どい たかのぶ 土 居 孝 の 信	大分県私立幼稚園連合会
にしむら まさひろ 西 村 真 弘	大分県社会福祉協議会
はし橋 もと じゅんこ 橋 本 順 子	社会保険労務士
ふじた さとみ 藤 田 さ と み	大分県中小企業団体中央会
ふじ藤 もと たもつ 藤 本 た も つ	大分県医師会
ふじ藤 わら つよし 藤 原 つ よ し	おおいたおやじネットワーク
ふじわら まゆみ 藤 原 ま ゆ み	大分県商工会議所連合会
まさ もと ひでたか 正 本 ひ で た か	大分県認定こども園連合会
まつだ えみ 松 田 え み	ファミリーホームももたろう
むらた ひろこ 村 田 ひ ろ こ	大分県放課後児童クラブ連絡協議会
わたなべ さおり 渡 部 さ お り	大分合同新聞社
	合計29名（敬称略・50音順）

平成27年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議配席図

会場：大分県消費生活・男女共同参画プラザ大会議室



おおいた子ども・子育て応援県民会議条例（平成25年7月4日施行）

（設置）

第1条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 県民会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第6条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。